

苫小牧市生活困窮者家計改善支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）について、家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、生活困窮者が早期に困窮状態から脱却し、生活が再生されることを目的とし、法第3条第5項に規定される生活困窮者家計改善支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業は、適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人等（以下「家計改善支援事業者」という。）に委託して実施する。この場合において、家計改善支援事業者における本事業に係る個人情報の取扱いが適正になされるよう留意するものとする。

(対象者)

第3条 本事業による支援対象者は、苫小牧市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（以下「自立相談支援要綱」という。）第3条に規定する者であって、かつ面接において、家計の状況が把握できない、収支の変動が大きい、債務や滞納を抱えているといった家計に課題を抱える者とする。

(事業実施)

第4条 本事業の実施については、次に掲げる事項について当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 把握及び相談受付

ア 来所及び電話による相談、関係機関からの紹介やつなぎ等で相談を受け付ける。

イ 申込みに当たり、相談者に制度全体の説明や支援の流れと、個人情報の取扱いについて説明した上で、本人の意向を確認し、相談受付・申込票の提出を求める。

(2) アセスメント及びプランの策定

ア 相談者の生活の状況に関する情報を把握、整理及び本人の意思の十分な確認（以下「アセスメント」という。）を行い、アセスメントシートを作成し、家計の状況の「見える化」を図り、相談者が直面している問題や、背景にある解決すべき課題を抽出する。

イ アセスメントの結果を踏まえて、相談者の意向と真に解決すべき課題を明確

にし、生活を早期に再生させるための家計再生プランを作成し提案する。また、家計の再生の具体的な道筋を共有し、家計収支を改善し、家計管理能力を高めるために家計計画表、キャッシュフロー表を添付する。この場合において、家計再生プランによる支援期間は、原則1年とするが、相談者の状況により柔軟に対応するものとする。

(3) 支援調整会議

ア プランの内容が適切なものであるか検討するため、本市及び関係機関の担当者が参加する支援内容を調整する会議（以下「支援調整会議」という。）を設置し、プランが適切なものであるかどうか確認を行う。

イ 支援調整会議においては、支援内容の確認のほか、支援に当たっての関係機関の役割についての調整を行う。

ウ 本市は、支援調整会議においてプランが了承された場合、それを基に支援決定を行う。

エ 支援決定のプランに基づき、具体的な支援サービスの提供等を行う。

(4) 支援サービスの提供

相談者の状況に応じて、次に掲げる事項において支援サービスを提供する。

ア 家計管理に関する支援

相談者とともに、家計計画表、キャッシュフロー表を活用して、家計の状況の「見える化」を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、相談者自らが管理できるよう支援を行う。

イ 家賃、税金、公共料金等の滞納解消に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況等を勘案して、徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、担当部署や事業所等との調整や申請等の支援を行う。

ウ 債務整理に関する支援

多重・過重債務等により債務整理が必要な者等に対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家への相談に同行して債務整理に向けた支援を行う。

エ 貸付のあっせん

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付金の額や用途、家計再生の見通しなどを記載した貸付あっせん書を作成し、本人の家計の状況や家計再生プラン等を貸付機関と共有し、貸付の円滑・迅速な審査につなげる。

(5) モニタリング

定期的な面談により家計の改善状況や家計管理に対する認識や意欲の向上などを確認する。

(6) プラン評価

家計再生プラン策定時に定めた期間が終了した場合、又はそれ以前に本人の

状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題はないかなどの確認を行う。これにより、支援を終結させるか、又は家計再生プランを作成して支援を継続するかを判断する。

(職員の配置)

第5条 本事業の実施については、家計改善支援員を配置することとする。この場合において、配置する家計改善支援員は、次の事項のいずれかに該当する者等、生活困窮者への家計に関する相談支援を適切に行うことができる人材であることを条件とする。

- (1) 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 社会保険労務士の資格を有する者
- (4) ファイナンシャルプランナーの資格を有する者
- (5) 前各号に掲げる者と同等の能力又は実務経験を有する者と市長が認める者

(実施上の注意)

第6条 本事業の実施に携わる職員は、支援対象者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業を行うに当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。